

【事例から学ぶ会計】シリーズ 第9回

中小企業の消費税対応 仕入税額控除の要件と新型コロナ税特法



T・MACKS 税理士法人
代表社員 菅原 初義

はじめに

2020年、急遽世界的に蔓延した新型コロナウイルスの影響は計り知れず、企業を運営していく上では、売上の減少や固定費の負担など、様々な難行苦行を強いられていることと存じます。そのような苦しい状況の中、たとえ業績が赤字であったとしても、多くの場合に「消費税」は納付額が発生することになりますので、おろそかにすることはできません。

消費税の納付額の計算は、①売上等に伴い預かった消費税から、②仕入や経費等に伴い支払った消費税を控除して計算します。

①預った消費税－②支払った消費税
＝
消費税納付額

この消費税計算が意味することは、「預かった消費税のうち、仕入や経費等の購入先に支払った消費税を控除した後の残額を税務署に払う」ということであり、結果として預かった消費税は残らない(0円となる)ものとなります。

ただし、この「②支払った消費税」を控除対象とするために、ある一定の要件を満たすことが求められています。

今回は、この「支払った消費税を控除するための要件」を中心に説明します。

また、令和2年4月30日、『新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下、「新型コロナ税特法」)』が成立・施行され、新型コロナウイルスの影響により納税が困難な場合に

応できるよう、「納税の特例」が創設されましたので、その内容についても説明します。

1. 仕入税額控除とは?

納付する消費税額は、預かった消費税から支払った消費税を差し引くことになりすが、この支払った消費税を差し引くことを「仕入税額控除」といいます。

この仕入税額控除には、控除するための要件があり、また、前号でも述べたように、原則として、課税売上^{※1}に応じた部分が控除の対象となります。

2. 意外と知られていない仕入税額控除の要件とは?

(1) 仕入税額控除を行うにあたり、求められていること

仕入税額控除の適用を受けるためには、以下の事項が記載された帳簿^{※2}及び請求書等^{※3}の保存が必須となっています。

更に、令和元年10月1日以降は、軽減税率8%と標準税率10%とを区分して記帳する区分経理が求められ、帳簿には「軽

減税率の対象品目である旨」を、請求書等には「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに合計した対価の額(税込み)」を記載する必要があります。

(2) 下記の記載・保存事項を欠いている場合

最近では、会計ソフトに仕訳データを入力し、総勘定元帳を作成する方法が増えてきています。会計ソフトに入力されたデータを集計した消費税額をもって消費税計算が行われることとなりますが、仕入税額控除を受けるにあたって、「帳簿である総勘定元帳が(1)の要件を満たしていない場合がある」ことが盲点となっています。

例えば、下記「帳簿の記載事項」のうち、「①課税仕入れの相手方の氏名(取引先名)の記載はあるが、③課税仕入れに係る資産又は役務の提供の内容(摘要:何を購入したか)の記載がない」というような場合には、この取引に係る仕入税額控除の要件を満たしていないこととなります。この場合には支払

帳簿の記載事項

① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称(誰に)
② 課税仕入れを行った年月日(いつ)
③ 課税仕入れに係る資産又は役務の提供の内容(何を)
④ 課税仕入れに係る支払対価の額(いくらで)(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む)

請求書等の記載事項

① 書類の作成者の氏名又は名称(誰が)
② 課税資産の譲渡等を行った年月日(いつ)
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(何を)
④ 課税資産の譲渡等の対価の額(いくらで)
⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称(誰に)

※1 売上や収入等のうち、商品・資産等の売却や、建物等の資産の貸付け、サービスの提供などの取引。
※2 帳簿とは一般的に、正規の簿記の原則に従って作成された総勘定元帳や補助元帳、仕訳帳や仕訳伝票などが該当します。
※3 請求書等とは、請求書、納品書、領収証その他取引の事実を証明する書類となります。

た消費税を控除することができず、結果として納付する消費税額が増えることとなります。

特に、消費税率が10%となったことで、仕入税額控除が否認されたときのダメージはかなり大きくなりますので、十分な注意が必要です。

注意! クレジットカード会社発行の請求明細書では要件を満たさない!

クレジットカードにて物を購入するなど、クレジット決済を利用するケースが増えてきています。このクレジット決済分については、月に1回、クレジットカード会社より請求明細書が送付されますが、この請求明細書をもって費用等を計上し、同時に課税仕入れとして仕入税額控除の対象とすることが多く見受けられます。

仕入税額控除の適用を受けるために必要な「請求書等」は、課税資産の譲渡等を行った事業者(販売者等)が作成・交付したものに限られます。

クレジットカード会社は課税資産の譲渡等を行った事業者ではありませんので、クレジットカード会社が発行した請求明細書は仕入税額控除の適用要件である「請求書等」には該当しないこととなり、この書類をもって仕入税額控除を受けることはできません。

クレジット決済により仕入税額控除を受けるためには、販売者等が発行した領収証と、クレジット決済を行った際に発行される「クレジット売上票」を保存しておくことが必要となります。

3. 納税の特例の特例

法人税、消費税などの国税の猶予制度は今までもありましたが、今回の新型コロナウイルスによる影響を踏まえ、新たに「納税の特例」(特例猶予)が創設されましたので、以下に説明します。

(1) 特例猶予の要件

令和2年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来する国税については、以下の2つの要件を満たしていれば、所轄の税務署に申請を行うことで、納期限から最大1年間、納税を猶予することが認められます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少していること。
- ② 国税を一時に納付することが困難なこと。

この猶予が認められた場合には、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。なお、申請にあたり、担保を提供する必要もありません。

(2) 特例猶予の申請手続き

① 必要書類

・納税の猶予申請書(特例猶予用)
・売上帳、現金出納帳、預金通帳のコピーなど、収入や現預金の現況が確認できる書類(提出が難しい場合には、後日、税務署から口頭での確認があります。)

② 申請期限

納税を猶予したい国税の納期限(申告納付期限が延長された場合は、延長後の期限)

(3) 特例猶予を受ける場合のポイント・注意点

ポイント

- ① 確定申告分だけでなく、中間申告分や修正申告分についても猶予を受けることができます。
- ② 申請書を提出する前(2か月程度以内)に、地方税の納税や社会保険料の納付の猶予を受けた場合には、その猶予申請書及び許可通知書の写しを添付することで、審査がスムーズに進むことが考えられます。

※4 換価(納税)の猶予とは、納付すべき国税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、
・納税について誠実な意思を有している
・国税の納期限から6か月以内に換価(納税)の猶予の申請書が提出されている
・原則として、国税の額に相当する担保の提供がある
などの要件を満たしていれば、1年を限度として、「合理的かつ妥当な金額による分割納付」ができる制度。なお、国税の納期限から申請日までは通常の延滞税がかかりますが、猶予期間中は延滞税が軽減されます。また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による申請に限り、担保は不要(担保の提供が明らかに可能な場合を除く)です。

※5 補助金、給付金について、法人税法上は益金、所得税法上は総収入金額に算入され、課税所得の対象となりますが、消費税法上は「不課税取引」(課税対象外取引)となります。

- ③ 特例猶予が受けられない場合でも、申請書の「その他の猶予申請」にチェックを入れておくことで、「換価(納税)の猶予^{※4}」が受けられる場合があります。

注意点

- ① 特例を利用するには、納期限(申告納付期限が延長された場合は、延長後の期限)までに所轄の税務署に申請の手続きが必要となります。
- ② 納税証明書のうち、
・「その3」:未納の税額がないこと
・「その3の2」:「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと(個人用)
・「その3の3」:「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと(法人用)は発行されません。このため、借入を検討している、納税証明書の提出を求められる場合には注意が必要です。(金融機関の確認が必要です。)
- ③ 特例猶予は、あくまでも「猶予」であり、「免除」ではありません。1年後には納付する必要がありますので、それを踏まえた計画的な資金繰りに注意が必要です。

今の世の中は、今まで誰も経験をしたことが無い未曾有の危機に直面しておりますが、補助金・給付金^{※5}や納税猶予制度などを有効活用し、この危機を乗り越えましょう!